

ワークライフマネジメント 各種制度

共 通
マイプレイス勤務
事前に承認を得て、自宅以外でも勤務できるテレワーク制度
時差出勤
始業時間の前後2時間まで15分単位での時差出勤可能
フレックスタイム勤務
部門単位での適用、半年ごとに適用見直し可能（コアタイムあり）
半日単位の振替休日
休日出勤時の振替を半日単位で取得可能
時間単位の年次有給休暇
1時間単位で年次有給休暇取得可能（年5日分）
保存有給休暇
失効した年次有給休暇を、保存有給休暇として保有。休業などで振替利用可能
ヘルスケア休暇

健康診断結果による通院、入院など10日限度

育 児
配偶者出産休暇
配偶者（事実婚や同性パートナー含む）の出産の際に3日間を限度として取得可能
出生時育児休業
子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能 労働者が休業前に合意した範囲で、休業中に就業することも可能
育児休業
男女ともに当該子の出生日後2年と8週間を経るまで取得可能
子の看護等休暇
1年につき10日間を限度として、負傷・疾病した子（小学校3年生まで）のケア等を目的として取得可能。年次有給休暇の保有日数が10日を下回った場合、保存有給休暇へ振替可能
育児短時間勤務
1日2時間または3時間を限度として15分単位による短時間勤務が可能（小学校3年生まで）
育児シフト勤務

勤務時間を変更せず2時間以内15分単位によるシフト勤務が可能（小学校3年生まで）

介 護
介護休業
同一対象家族1人につき通算1年取得可能
介護休暇
年次有給休暇とは別に、1年間につき10日間を限度として、介護休暇を取得可能。年次有給休暇の保有日数が10日を下回った場合、保存有給休暇へ振替可能
介護短時間勤務
1日2時間または3時間を限度として15分単位による短時間勤務が可能
介護シフト勤務
勤務時間を変更せず2時間以内15分単位によるシフト勤務が可能

傷 病
継続治療通院休暇
1年につき12日を限度として、持病や不妊治療など、継続しての治療・通院のために取得可能。年次有給休暇の保有日数が10日を下回った場合、保存有給休暇へ振替可能
傷病短時間勤務
1日2時間または3時間を限度として15分単位による短時間勤務が可能
傷病シフト勤務

勤務時間を変更せず2時間以内15分単位によるシフト勤務が可能